

伝えよう！広げよう！「いじめ根絶のメッセージ」

「いじめ根絶メッセージ」をテーマとしたポスターや標語等が、2月3日(火)から5日(木)まで、海洋研修センターロビーで、展示されました。

檜山教育局が管内の小中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に募集したところ、2,000点を超える応募がありました。

その中から選ばれた入賞作品が、いじめ根絶啓発活動等の一環として管内各町で巡回展示することとなり、「いじめは人間として絶対に許されないこと」や「社会性や人権尊重の意識をもつこと」など、いじめに対して真剣に考え、取り組んでいくという思いやメッセージが込められていました。



いじめ 絶対ダメ！

奥尻町いじめ・不登校等対策委員会（会長：大村徳則 青苗中学校長）主催による「奥尻町いじめ根絶子ども会議」が、2月10日(火)海洋研修センターで開催されました。

会議は、町内小中学校、奥尻高等学校を代表する児童生徒12名（各校2名）と、奥尻町いじめ・不登校等対策委員（10名）の参加により行われ、奥尻町における「いじめ根絶」に向けての取り組みについての活発な意見交換がされました。

特に高校生を司会者に実施した、児童生徒だけのグループ協議では、日頃の子どもの素直な意見が発表され、今後につながる「子ども会議」となりました。



ふるさと講話

1月31日、海洋研修センターで“勾玉は誰の副葬品か”をテーマにした「ふるさと講話」が行われ、25名が参加しました。

昭和51年に奥尻島で出土した勾玉は、日本でも5本の指に入ると言われる大きさで、“丁字頭勾玉”といわれています。

どのような経緯で島にもたらされたのか、誰の墓の副葬品であったか、勾玉最大の謎に迫りました。

約1,300年前の奥尻島、この時代の記録が日本最古の歴史書「日本書紀」に記されていることが、調査・研究の結果分かってきました。

それをもとに木村学芸員（教育委員会）が、勾玉を副葬した被葬者は、古代、海洋交易や遠征に積極的に参加した「能登地方の首長」だったのではないかと大胆な仮説をイラストなどをまじえた話の内容に参加した方々は、興味を示していました。

その後の雑談コーナーでは、勾玉に関連したことなど、様々な古代のロマンを通じた参加者との楽しい交流の場になりました。



▲丁字頭勾玉

卒業（園）式の日程

- ◆東風泊保育所…… 3月24日(火)
午前9時30分～卒所予定者6名
【修了式… 3月24日(火)】
- ◆奥尻幼稚園…… 3月17日(火)
午前9時30分～卒園予定者10名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆青苗幼稚園…… 3月18日(水)
午前9時30分～卒園予定者14名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆宮津小学校…… 3月19日(木)
午前10時～ 卒業予定者4名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆奥尻小学校…… 3月20日(金)
午前9時30分～卒業予定者12名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆青苗小学校…… 3月19日(木)
午前9時30分～卒業予定者18名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆奥尻中学校…… 3月13日(金)
午前10時～ 卒業予定者13名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆青苗中学校…… 3月13日(金)
午前10時～ 卒業予定者14名
【修了式… 3月26日(休)】
- ◆奥尻高等学校…… 3月1日(日)
午前10時～ 卒業予定者23名
【修了式… 3月24日(火)】



こんなときは国民年金の手続き（種別変更）が必要です！

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。

◆加入の種類（種別）

第1号被保険者 自営業者、学生など

第2号被保険者 厚生年金、共済組合の加入者

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）

の3種類に区分されています。

ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合は、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害年金・遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きしてください。

| こ ん な と き | 被保険者の種別 | 手 続 き 先 |
|--|-----------|-----------|
| 学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき | 未加入 → 第1号 | 役 場 の 窓 口 |
| 第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき | 未加入 → 第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき | 第1号 → 第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき | 第2号 → 第1号 | 役 場 の 窓 口 |
| 第2号被保険者である人が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき | 第2号 → 第3号 | 配偶者の勤務先 |
| 第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき | 第3号 → 第1号 | 役 場 の 窓 口 |
| 年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき | | |
| パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外されるようになったとき | | |

■お問い合わせ先 函館社会保険事務所 ☎0138-56-1161

付 加 年 金

国民年金基金に加入していない国民年金第1号被保険者が、国民年金保険料を納付する際に、付加保険料を納付することで、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受けることができます。

●付加保険料額
400円（月額）

●付加年金額
200円×納付月数（年額）

国 民 年 金 基 金

国民年金第1号被保険者が対象となり、「地域型」「職能型」のいずれかに加入します。

加入者は、掛け金や受けたい年金額などに応じて、口数と給付の型を選択し、国民年金保険料とは別に掛け金を納めることで、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの年金が支給されます。

■お申し込み・お問い合わせ先

- ・付 加 年 金 函館社会保険事務所 ☎0138-56-1161
- ・国民年金基金 北海道国民年金基金 ☎0120-65-4192

あなたも年金を増やしてみませんか？
付加年金・国民年金基金について

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた方が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で79万2千100円（平成20年度額）ですが、「付加年金」や「国民年金基金」の制度を利用して、将来受け取る老齢基礎年金に上乗せの年金を受け取ることができます。